

## 議案第 1 号

### 沖縄県立離島児童生徒支援センター嘱託員設置規程について

以下の理由により、沖縄県立離島児童生徒支援センター嘱託員設置規程案を別紙のとおり提出する。

平成27年11月26日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

#### 理 由

沖縄県立離島児童生徒支援センターが平成28年1月4日に開所することに伴い、本務職員の配置に加えて、施設の管理や舎生の生活指導のための嘱託員を設置し、同施設を適切に運営する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

#### 【参考・根拠規定】

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（職員）

第7条 センターに事務職員その他の所要の職員を置く。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

教 育 庁  
離島児童生徒支援センター

沖縄県立離島児童生徒支援センター嘱託員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立離島児童生徒支援センター（以下「センター」という。）の業務を円滑に実施するため、施設管理嘱託員及び生活指導嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 施設管理嘱託員は、センターの所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

(1) 施設、設備、備品等の管理保全に関する事項。

(2) 施設内外の巡視に関する事項。

(3) 前各号に定めるもののほか、所長が指示する事項

2 生活指導嘱託員は、所長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

(1) センターの舎室に入舎した生徒（次号において「舎生」という。）の生活指導及び監督に関する事項。

(2) 舎生の生活相談及び健康管理に関する事項。

(3) 施設内外の巡視に関する事項。

(4) 前各号に定めるもののほか、所長が指示する事項

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 施設管理嘱託員は、学校その他の施設の管理について、1年以上の経験を有する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 生活指導嘱託員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）により授与された免許状を有する者

(2) 高等学校における生活指導に関し専門的な知識及び経験を有する者

3 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

4 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁教育支援課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、センターとする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日及び勤務時間は所長が別に定める。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(非常災害の措置)

第8条 嘱託員は、勤務中において次に掲げる事態が発生したときは直ちに臨機の処置をとり、警察署、消防署等に通知するとともに、所長等に急報して、その指揮を受けなければならない。

(1) 施設内又はその近辺に出火その他非常事態が発生したとき。

(2) 前号に定めるもののほか、応急処置を必要とする事態が生じたとき。

(舍監日誌)

**第9条** 生活指導嘱託員は、舍監日誌（別記様式）に所定の事項を記載し、勤務終了後直ちに所長に提示しその確認を受けなければならない。この場合特に重要と認める事項については、口頭で説明し、確實に引き継ぐものとする。

(解嘱)

**第10条** 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

(3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

**第11条** この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成28年1月4日から施行する。

**別記様式（第9条関係）**

#### 舍監日誌

年　　月　　日　( ) 曜日	職氏名	印
所長	(職名)	(職名)
施設の管理状況		
連絡事項		
舍生の動向		
備考		

## 訓令案の概要説明

課名 教育支援課

## 1 件名

沖縄県立離島児童生徒支援センター嘱託員設置規程

## 2 制定の経緯及び必要性

沖縄県立離島児童生徒支援センターは、平成28年1月に開所を予定しており、「設置及び管理に関する条例」及び「同条例施行規則」が、それぞれ9月定例県議会及び教育委員会会議において可決・承認され、10月27日に公布されたところである。

当該施設は、寄宿舎としての機能及び小・中・高校生等の交流機能を有しており、休所日を除き、土・日・休日を含め、24時間職員が常駐し、施設を運営することとなる。

同センターの運営にあたっては、本務職員の配置に加えて、施設を管理するための嘱託員（施設管理嘱託員）及び舎生の生活指導のための嘱託員（生活指導嘱託員）を設置し、施設機能の適切な管理を行う必要がある。

## 3 制定案の概要

- (1) 嘱託員の設置について定める。 (第1条)
- (2) 嘱託員の身分について定める。 (第2条)
- (3) 嘱託員の職務について定める。 (第3条)
- (4) 嘱託員の委嘱及び委嘱期間について定める。 (第4条)
- (5) 嘱託員の報酬等について定める。 (第5条)
- (6) 嘱託員の勤務条件について定める。 (第6条)
- (7) 嘱託員の服務について定める。 (第7条)
- (8) 非常に嘱託員が措置すべき事項について定める。 (第8条)
- (9) 生活指導嘱託員が提示すべき舎監日誌について定める。 (第9条)
- (10) 嘱託員の解嘱について定める。 (第10条)
- (11) 教育長への委任について定める。 (第11条)
- (12) この訓令は、平成28年1月4日から施行する。 (附則第1項)

## 4 根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則